

「就業促進定着手当」

「就業促進定着手当」とは、以下①②③全てに該当する方に対して「基本手当の支給残日数の20%を上限」として「低下した賃金の6か月分」を支給するものです。

支給対象者は、平成26年4月1日以降の再就職で次の要件をすべて満たしている方です。

- ① 再就職手当の支給を受けていること
- ② 再就職の日から、同じ事業主に6か月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること(起業により再就職手当を受給した場合には、「就業促進定着手当」は受けられません)
- ③ 所定の算出方法による再就職後6か月間の賃金の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること

※「支給額」と「上限額」を以下のように算出し、低い金額の方が就業促進定着手当となります。

計算例

所定給付日数: 330日 / 基本手当日額: 7,000円 /
離職前賃金日額: 14,000円 / 再就職後の月収: 22万円

【支給額の計算】

$$\text{支給額} = \left(\begin{array}{c} \text{離職前の賃金日額} \\ \text{※1} \end{array} - \begin{array}{c} \text{再就職後の6ヶ月間の} \\ \text{賃金1日分の額} \text{★1} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{再就職後6ヶ月間の賃金の} \\ \text{支払基礎となった日数} \text{※2} \end{array}$$
$$1,200,060\text{円} = (14,000\text{円} - 7,333\text{円}) \times 180\text{日}$$

※1 原則、受給資格者証の1面14欄の額
注) 上限額があります(毎年8月1日改訂)

※2 原則、「月給制の場合は暦日数(30日、31日など)」「日給月給の場合はその基礎となる日数」「日給制・時給制の場合は労働の日数」

【支給上限額の計算】

基本手当受給
日数110日で
就職した場合

$$\begin{aligned} \text{支給上限額} &= \text{基本手当日額} \text{※3} \times \text{支給残日数} \times 20\% \\ 281,380\text{円} &= 6,395\text{円} \times 220\text{日} \times 20\% \end{aligned}$$

基本手当受給
日数220日で
就職した場合

$$\begin{aligned} \text{支給上限額} &= \text{基本手当日額} \text{※3} \times \text{支給残日数} \times 20\% \\ 140,690\text{円} &= 6,395\text{円} \times 110\text{日} \times 20\% \end{aligned}$$

※3 上記、基本手当日額は再就職手当に係る基本日額と同額
注) 上限額があります(毎年8月1日改訂)

※上記例では、1,200,060円(支給額) > 281,380円(支給上限額) となるため、
「支給上限額」の金額が支給されます。

★1 「再就職後6か月間の賃金の1日分の額」の算出方法

[月給の場合] 再就職後6か月間の賃金 *1 の合計額 ÷ 180

[日給・時給の場合] 次の(a)(b)のうち、どちらか金額の高い方

(a) 再就職後6か月間の賃金 *1 の合計額 ÷ 180

(b) (再就職後6か月間の賃金 *1 の合計額 ÷ 賃金支払いの基礎となった日数) × 70%

*1 就職日が賃金締切日の翌日ではない場合、就職後最初の賃金締切日の後の6か月分の賃金の合計(税金や雇用保険料などが控除される前の総支給額)。

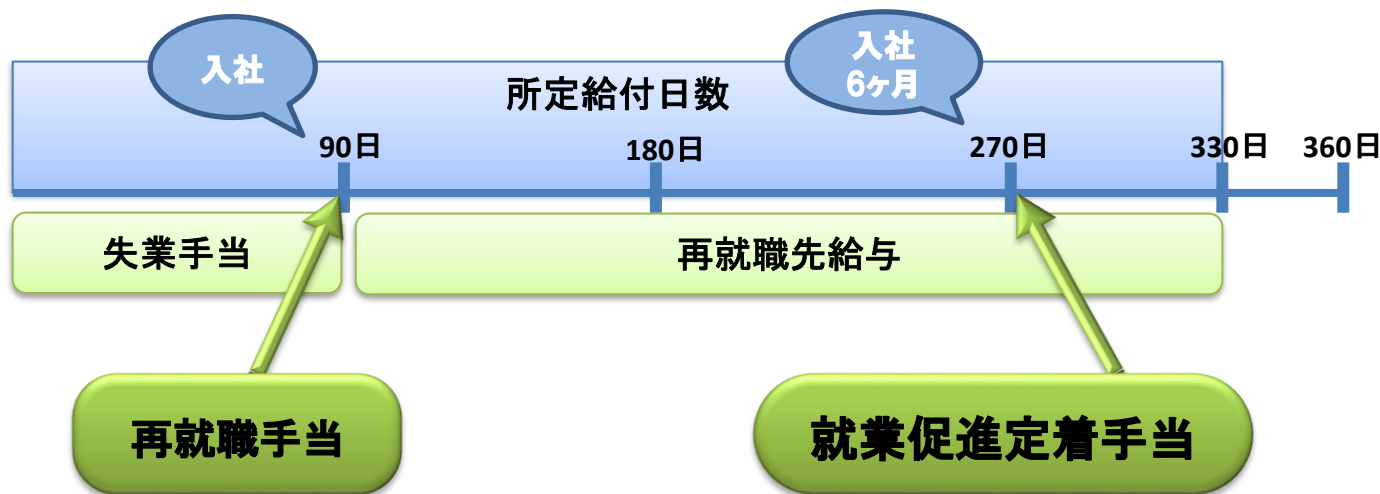
通勤手当や皆勤手当などのほか、事務手続きのために期間ごとにまとめて支払う通勤手当などを含みます。

ただし、夏冬の賞与など3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含みません。

例: $\frac{22\text{万円(月収)} \times 6\text{か月}}{180\text{日}} = 7,333\text{円}$
(再就職後6か月間の賃金)

「再就職後6か月間の賃金の一日分の額」が、離職前の賃金日額の上限を超える場合は上限額、下限より低い場合は下限額となります。

基本手当受給日数90日で再就職した場合の受給可能な各手当について (所定給付日数:330日)



※「再就職手当」と「就業促進定着手当」について

上記は申請時期です。支給されるのは申請時期以降になりますので、詳しくはハローワークにお尋ねください。

2025.4.7